

連携協力に関する覚書

学校法人市邨学園名古屋経済大学(以下「甲」という。)と一般社団法人犬山市観光協会(以下「乙」という。)は、連携協力により地域社会の発展に資するため、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、甲及び乙が犬山市において相互に連携協力活動を推進し、もって犬山市の発展に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携・協力事項について実施する。

- (1) 地域資源を活用した観光開発に関すること
- (2) 観光統計の調査・研究に関すること
- (3) 観光に関わる教育、人材育成、国際交流の促進に関すること
- (4) その他地域社会の活性化に関すること

(実施体制)

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項を推進するため、相互に実施体制を整えるものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本覚書に基づく業務の遂行上、初めて知り得た相手方の情報を、業務の遂行の目的上必要な範囲を越えて使用してはならない。また、相手方の事前の同意を得ることなくこれを第三者に開示してはならない。

(有効期間)

第5条 本覚書は、その締結日から発効し、有効期間は三年間とする。

ただし、期間満了の前月末日までに甲又は乙から本覚書を更新しない旨の書面による申し出がないときは、本覚書は三年間更新され、その後も同様とする。

(協議事項)

第6条 本覚書に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲及び乙の間で誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

2021(令和3)年3月15日

(甲) 学校法人市邨学園名古屋経済大学

(乙) 一般社団法人犬山市観光協会

学長 法分晴夫

会長 一川征一